

医療保険の訪問看護料金表

三鷹中央リハケア訪問看護ステーション

[令和8年6月1日改定]

訪問看護の利用料
(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります。[法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります]
特別受給者証などお持ちの方は各自治体により自己負担額が変わります。

【①基本訪問看護料】 単位：

訪問日数	基本療養費	管理療養費	物価対応料	利用料10割	1割	2割	3割
月の1日目	5,550	7,710	60	13,320	1,332	2,664	3,996
2日目以降	5,550	3,010	20	8,580	858	1,716	2,574
4日目以降	6,550	3,010	20	9,580	958	1,916	2,874

【②該当する場合に請求させていただく費用（加算項目）】 ※省略は健康保険法で定められております

略称	サービス内容	利用料10割	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 ※難病等で頻回な看護ケアが必要な場合	1日に2回訪問した場合	4,500	450	900	1,350
	1日に3回以上訪問した場合	8,000	800	1,600	2,400

月 に 1 回 ご 請 求	24時間対応体制加算	24時間電話相談を受け、緊急時には訪問	6,520	652	1,304	1,956
	特別管理加算(重)	気管カニューレ・留置カテーテル等使用している状態にある方	5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算(軽)	在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方	2,500	250	500	750
	ベースアップ評価料(Ⅰ)	一月につき	1,050	105	210	315
	訪問看護情報提供療養費	医療関連機関、市町村、相談支援事業者等への情報提供	1,500	150	300	450

適 応 時 に ご 請 求 さ せ て 頂 く 費 用	在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で情報共有し指導を行った場合	月1回	3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	主治医の求めによる利用者宅でのカンファレンス	月2回	2,000	200	400	600
	緊急訪問看護加算	計画外の緊急訪問をした場合	月14日まで	2,650	265	530	795
			月15日以後以降	2,000	200	400	600
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)の訪問		2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算	深夜(22時～6時)の訪問		4,200	420	840	1,260
	退院時共同指導加算	退院等の前に主治医と連携して在宅療養のアドバイス		8,000	800	1,600	2,400
	退院時共同指導加算(特別管理指導加算)	特別管理加算のご利用者様に対する上記のアドバイス		8,000	800	1,600	2,400
	退院支援指導加算	退院日に訪問して在宅療養の支援		6,000	600	1,200	1,800
		(退院支援指導の時間の合計が90分を超えた場合)		8,400	840	1,680	2,520
	長時間訪問看護加算	90分を超える訪問を行った場合	週1回	5,200	520	1,040	1,560
	複数名訪問看護加算	2名以上の看護師で訪問し看護ケアを行った場合(要件・回数による)	週1回	4,500	450	900	1,350
	医療DX情報活用加算	健康保険法の規定による電子資格確認を行った場合	月1回	50	5	10	15

その他	ターミナルケア療養費	看取りの時期に必要な看護ケア(最終月のみ)	25,000	2,500	5,000	7,500
-----	------------	-----------------------	--------	-------	-------	-------

【③医療保険対象外の自費請求させていただく費用】(税込)

その他	単位	金額
長時間訪問看護の場合(2時間の看護を超えた場合)	30分毎	3,000
保険対象外訪問看護の場合	30分毎	3,000
休日訪問の場合 ※土曜、日曜、祭日、年末年始(12/30～1/3まで)	1回	5,000
[交通費]サービス提供外地域またはステーションから2Km以上	訪問毎	432
エンゼルケア(死後の処置)		10,000

※(注)上記の利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改正された場合は、自動的に改訂されます。
なお、その場合は事前に新しい利用料を書面でお知らせいたします。

※ 訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払が発生いたしますのでご了承ください。